

記載例

罹災証明申請書（住家）

××年××月××日

(宛名) 新潟市長

申請者

住所

(世帯主)

現在の連絡先（住所）

氏名

電話番号（電話に出やすい時間帯）

〒XXXX-XXXX

新潟市中央区学校町通Y-Y-Y-Y

（同上の場合は記載不要）

（フリガナ）ニイガタ シンタロウ

新潟 親太郎

025-ZZZ-ZZZZ 午後3時以降

〒XXXX-XXXX

新潟市西区寺尾東Y-Y-Y-Y

（フリガナ）ニイガタ コタロウ

新潟 子太郎

電話番号（電話に出やすい時間帯）

申請者との関係

☐ 同一世帯員 ☒ その他（子）

電話に出やすい時間帯を記入願います

罹災原因

令和8年7月26日の大雨による

罹災住家の
所在地（土地地番）

（申請者住所と同じ場合は記入不要）

住家の地番が分かる場合、
記載をお願いします。（住所ではありません）

罹災住家と
申請者との関係

☒ 居住者（本人持家、家族持家）

☐ 居住者（借主）

☐ 所有者（貸主、マンション管理組合）

罹災証明書（居住者）の対象です

（木・非木）造
（2）階建て

浸水の深さ（□床下浸水

☒ 床上浸水 15 cm）

※被害の程度が分かる写真
を添付してください

※罹災住家に関する情報の内部利用の同意確認

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳、地番、床面積、構造、図面と
いった情報を利用する場合があります。 ☒ 確認しました

罹災証明書（所有者）の対象です

自己判定方式
同意欄
（希望する場合）

- 自己判定方式では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要となります（現地調査は行いません。）。
- 自己判定方式で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する。

自己判定調査を希望する場合は、□にチェックしてください。

☒ 上記の事項に同意の上、自己判定方式を希望します。

※代理人が同一世帯以外の方の場合は、裏面委任状に記入してください。

※申請者（委任ありの場合は受任者）が来庁される場合は、本人確認書類をご提示ください
郵送申請の場合は、申請者（委任あり場合は受任者）の本人確認書類の写しを同封してください

本人確認書類

個人の場合：マイナンバーカード・運転免許証・パスポート など

法人の場合：社員証・マンション管理規約・マンション管理委託契約書 など

新潟市記入

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・社員証・その他（ ）

委任状

××年××月××日

(宛名) 新潟市長

代理人 新潟 子太郎 に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。

委任者 住所 新潟市中央区学校町通 Y-Y-Y-Y

氏名 新潟 親太郎

自己判定方式による調査とは

住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に合意できる場合に、申請者が提出した写真から被害の程度を判定し、罹災証明書を交付する方式です。

市職員による現地調査が省略されるため、通常の調査方法による罹災証明書の交付より比較的早く罹災証明書の交付が可能です。

※提出された写真による被害の判定が困難な場合など、現地調査の必要が生じた際には、市職員による現地調査を実施します。被害の程度の判断が困難な場合は、通常の市職員による現地調査をご活用ください。

※自己判定方式による調査の対象は床下浸水であり、最も被害の程度の小さい「準半壊に至らない（一部損壊）」です。

申請に必要なもの

- ・罹災証明申請書

自己判定方式による調査を希望する場合は、罹災証明申請書の下部にある「自己判定方式による調査同意欄（希望する場合）」の□にレ点を付してください。

- ・本人確認書類
- ・被害の状況が確認できる写真

《被害の例》 大雨による床下浸水により、壁等の一部が汚損・破損した

※エアコンの室外機・カーポート・庭や外構等の住家以外の被害は対象外となります

写真撮影のポイント

- 1 建物の全景（壁面と屋根が入るように撮影してください。）
- 2 表札
- 3 被害のある場所を撮影する（浸水の高さが分かる写真やその他床下浸水が分かる写真）